

鳥取市水道事業給水条例及び鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月1日

鳥取市長 深澤義彦

### 鳥取市条例第23号

鳥取市水道事業給水条例及び鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 鳥取市水道事業給水条例(昭和48年鳥取市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第35条第2項及び第38条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。